

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

○大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件	一四
○土地改良区の定款の変更を認可した件	一四
○土地改良法により換地処分をした件	一四
○保安林の指定をする件二件	一四
○保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件	一四
○道路の区域を変更する件二件	一四
○道路の供用を開始する件二件	一四
○都市計画事業の事業計画の変更を認可した件三件	一四
○福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件九件	一四
公 告	一四
○都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件三件	一四
○都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件	一四
福島県病院局	一四
○一般競争入札を行う件	一四
福島県警察本部	一四
○一般競争入札を行う件	一四
福島県選挙管理委員会	一四
○不在者投票のできる施設として指定した件	一四

## 告 示

### 福島県告示第九十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和五年三月二十二日から同年四月二十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづく

り課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。  
令和五年三月二十二日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

（商業まちづくり課）

### 福島県告示第九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、矢吹原土地改良区から令和五年三月三日付けで申請のあった定款の変更について、同月十日認可した。  
令和五年三月二十二日

福島県知事 内堀 雅 雄

（農村計画課）

### 福島県告示第二百号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、令和五年二月二十四日深野北地区の県営区画整理事業に係る換地処分をした。  
令和五年三月二十二日

福島県知事 内堀 雅 雄

（農村基盤整備課）

### 福島県告示第二百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
令和五年三月二十二日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 保安林の所在場所
  - 双葉郡楢葉町大字山田浜字坂下三九から四二まで、四三の一、字荒巻二二から二五まで、二六の一、二六の二、二七の一、字清隆寺分三三、一四、二五の一、二五の二、二六、二七の一、二七の二、二八、二九、三〇の一、三〇の二、三〇の三、三一の一、三一の二、字免田一九から二一まで、二二の一から二二の三まで、二三の一、字岩淵町二三から二五まで、二六の一から二六の三まで、二七の一、二八の一
- 二 指定の目的
  - 潮害の防備
- 三 指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
  - (一) 主伐は、択伐による。
  - (二) 主伐として伐採をすることができ立木は、檜葉町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び檜葉町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第二百二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和五年三月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 保安林の所在場所
  - 南相馬市原町区北泉字地藏堂二一の四、二〇九の三、二一〇の二、二一一の三、二一二の二、二一五の三、二一七から二一九まで、二二二から二二七まで、二二八の二、二二九の四、二三一の三、二九一の二、二九二、二九三の一、二九四から三二六まで、三二八から三三〇まで、三三二の一から三三一の八まで、三三一の二、三三一の一、三三八、三五八、三五九、三七〇の三、三七八、三八一の二、三八八の三、五〇六、五三三、五三四、五六四の一から五六四の三まで
- 二 指定の目的
 

潮害の防備
- 三 指定施業要件
  - 1 立木の伐採の方法
    - (一) 主伐は、択伐による。
    - (二) 主伐として伐採をすることができ立木は、南相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 

次のとおりとする。

(森林保全課)

福島県告示第二百三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保

安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和五年三月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 解除予定保安林の所在場所
    - いわき市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
    - 保安林として指定された目的
    - 干害の防備
  - 2 解除の理由
 

指定理由の消滅
  - 二一 解除予定保安林の所在場所
    - いわき市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
    - 保安林として指定された目的
    - 水源の涵養
  - 3 解除の理由
 

指定理由の消滅
  - 三 解除の理由
 

指定理由の消滅
  - 四 解除予定保安林の所在場所
    - いわき市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
    - 保安林として指定された目的
    - 水源の涵養
  - 3 解除の理由
 

指定理由の消滅
- (「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第二百四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で令和五年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

福島県告示第二二六号

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道小浜 字町線	南相馬市原町区青葉町 二丁目二一第一地先か ら 同 市原町区旭町二 丁目二九番地先まで	変更前 一六・〇〇 三六・八 変更後 一六・〇〇 三六・八	一六・〇〇 三六・八	五九〇・〇 五九〇・〇

(道路計画課)

福島県知事 内堀雅雄

**福島県告示第二二五号**  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和五年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。  
 令和五年三月二十二日

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 二九四号	郡山市湖南町福良字惣 郷地四番地先から 同 市湖南町赤津字堂 ノ前六七八八番地先ま で 郡山市湖南町福良字惣 郷地八五五一番二地先 から 同 市湖南町赤津字堂 ノ前六七八八番地先ま で	変更前 九・七〇 七七・四 変更後 九・七〇 七七・四	九・七〇 七七・四	四、〇〇八・〇 四、〇〇八・〇

(道路計画課)

福島県知事 内堀雅雄

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和五年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。  
 令和五年三月二十二日

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道二九四号	郡山市湖南町福良字惣郷地八五五 一番二地先から 同 市湖南町福良字後谷地六〇四 二番地先まで	令和五年三月二十二日

(道路計画課)

福島県知事 内堀雅雄

**福島県告示第二二七号**  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和五年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。  
 令和五年三月二十二日

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道小浜字町線	南相馬市原町区青葉町二丁目二 番一地从先から 同 市原町区旭町二丁目二九番 地先まで	令和五年三月二十二日

(道路計画課)

福島県知事 内堀雅雄

**福島県告示第二二八号**  
 都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。  
 令和五年三月二十二日

一 施行者の名称 白河市  
 二 都市計画事業の種類及び名称 県南都市計画下水道事業(白河市公共下水道)  
 三 事業認可の年月日 昭和五十六年二月二十七日

四 事業施行期間 (変更前) 昭和五十六年二月二十七日から平成三十五年三月三十一日まで(平成三十年四月一日から平成三十年四月十九日までの期間を除く。)

(変更後) 昭和五十六年二月二十七日から令和十年三月三十一日まで(平成三十年四月一日から同月十九日までの期間を除く。)

五 事業地 収用の部分 変更なし

使用の部分 なし

(下水道課)

福島県告示第二百九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画法に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

令和五年三月二十二日

福島県知事 内堀 雅雄

一 施行者の名称 猪苗代町

二 都市計画法の種別及び名称 猪苗代都市計画下水道事業(猪苗代町公共下水道)

三 事業認可の年月日 昭和五十六年二月二十七日

四 事業施行期間 (変更前) 昭和五十六年二月二十七日から平成三十五年三月三十一日まで

(変更後) 昭和五十六年二月二十七日から令和十年三月三十一日まで

五 事業地 収用の部分 都市計画法の事業計画の変更を認可した件(平成二十九年福島県告示第二百六十五号)の事業地のうち猪苗代町字祢次、

字大町、字大道南、字白五輪、字下川原、字上祢次、字林南、字町島田、字村下、字村西、字村東、字村前、字上村北、字上村西、字上村前、字新上村東、字若宮及び字新堀向並びに大字磐里字上野を削る。

使用の部分 なし

(下水道課)

福島県告示第二百十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画法に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

令和五年三月二十二日

福島県知事 内堀 雅雄

一 施行者の名称 喜多方市

二 都市計画法の種別及び名称 喜多方都市計画下水道事業(喜多方市公共下水道(塩

川処理区)

三 事業認可の年月日 昭和六十三年七月十二日

四 事業施行期間 変更なし

五 事業地 収用の部分 都市計画法の事業計画の変更を認可した件(令和四年福島県告示第百八十四号)の事業地に塩川町字館ノ内の全域を加える。

同事業地に塩川町字大谷地、字駒形、字畑ヶ田、字大在家、字小在家、字砂山、字径塚、字上川原、字藤の木、字高道、字身神、字下前田、字古城、字諏訪町二丁目、字御殿場二丁目、字御殿場三丁目、字御殿場四丁目、字御殿場五丁目、字沼尻、字石橋、字竹ノ花及び字西ノ新田の一部の区域を加える。

使用の部分 なし

(下水道課)

福島県告示第二百十一号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六條第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和五年一月二十七日次のとおり指定した。

令和五年三月二十二日

福島県知事 内堀 雅雄

氏名又は名称 住所

指定の有効期間

売りさばき所の名称及び所在地

福島県庁消費 福島市中町八番二 令和五年四月一日から

組合 組合長 号 令和一〇年三月三十一日まで

安齋 浩記 南相馬市原町区錦町 一丁目三〇番地

(出納総務課)

福島県告示第二百十二号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六條第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和五年一月三十一日次のとおり指定した。

令和五年三月二十二日

福島県知事 内堀 雅雄

氏名又は名称 住所

指定の有効期間

売りさばき所の名称及び所在地

会津よつば農 会津若松市扇町三 令和五年四月一日から

業協同組合 五番地一 令和一〇年三月三十一日まで

組合 館岩支店 南会津郡南会津町福渡三四二番地

(出納総務課)

福島県告示第二百十三号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和五年二月三日次のとおり指定した。

令和五年三月二十二日

福島県知事 内堀 雅雄

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 及び所在地

福島不動産事業協同組合 福島市野田町六丁目三番三号 令和五年四月一日から令和一〇年三月三十一日まで

公益財団法人福島県観光物産交流協会 福島市三河南町一番二〇号

有限会社高徳不動産 福島市早稲町二番二二〇号

有限会社くにおか 二本松市竹田一丁目五三番地

本宮地区交通安全協会 本宮市本宮字万世一七二番一

長 佐々木 嘉宏 本宮市本宮字万世一七二番一(郡山北警察署本宮分庁舎内)

有限会社サカイ商店 郡山市巴六段一一六番地

斎藤 次男 郡山市亀田一丁目四五番二四号

本田 剛一 郡山市富田町字大徳南一七番地の一八

須賀川瓦斯株式会社 須賀川市卸町四四番地

藤澤 均 石川郡石川町字高田一五〇番地の二 酒スーパー石川店 石川郡石川町長久保二四六番地の一 酒スーパー船引店 田村市船引町東部台四丁目一番地 藤澤銃砲店 石川郡石川町字高田一五〇番地の二 (出納総務課)

福島県告示第二百十四号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和五年二月九日次のとおり指定した。

令和五年三月二十二日

福島県知事 内堀 雅雄

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 及び所在地

黒井産業株式会社 山形県山形市宮町二丁目一番九号 令和五年四月一日から令和一〇年三月三十一日まで

東北振興産業株式会社 宮城県仙台市宮城野区日の出町二丁目一番二二号

羽染 幸弘 会津若松市材木町一丁目六番二七号

有限会社ムナカタ薬局 耶麻郡猪苗代町字カキ田三九一番地

福島県猟友会 河沼郡会津坂下町両沼支部 大字金上字東村八

部長 芥川 克己 河沼郡会津坂下町大字金上字東村八番地(蓮沼隆方)

福島県告示第二百十五号

(出納総務課)

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、  
福島県収入証紙の売りさばき人として令和五年二月十日次のとおり指定した。

令和五年三月二十二日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間  
福島県知事 内 堀 雅 雄  
売りさばき所の名称  
及び所在地

有限会社高田 東白川郡棚倉町大 令和五年四月一日から  
油店 字棚倉字北町一五 令和一〇年三月三十一日まで  
六番地の一

有限会社高田油店 東白川郡棚倉町大字  
棚倉字北町一五六番  
地の一

大高 壮司 東白川郡棚倉町大 同  
字棚倉字古町六八  
番地

大徳商店 東白川郡棚倉町大字  
棚倉字古町六八番地  
いわき金属工業協同  
組合

いわき金属工 尾町杭出作二三番 同  
業協同組合 地の三三

いわき市常磐下船 町杭出作二三番地の  
三三

いわき食品衛 町四方木田一九一 同  
生協会 会長 番地

いわき食品衛生協会 四方木田一九一番地  
(いわき市総合保健  
福祉センター二階い  
わき市保健所内)

有限会社いわ 野四丁目一八番地 同  
き経営企画 サービスの一

ミニショップ栄楽 いわき市中央台飯野  
四丁目一番地の四(い  
わきニュータウンセ  
ンタービル一階)

(出納総務課)

福島県告示第二百十六号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、  
福島県収入証紙の売りさばき人として令和五年二月十三日次のとおり指定した。

令和五年三月二十二日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間  
福島県知事 内 堀 雅 雄  
売りさばき所の名称  
及び所在地

有限会社佐藤 郡山市富久山町久 令和五年四月一日から

郡山女子大学購買部

和司商店 保田字大原五七番 令和一〇年三月三十一日まで  
地一

郡山市開成三丁目二  
五番二号

株式会社日和 郡山市日和田町字 同  
田中村屋 日和田七五番地

はんこ屋さん二一郡  
山フェスタ店  
郡山市日和田町字小  
原一番地

郡山食品工業 郡山市富久山町久 同  
団地協同組合 保田字郷花四番地  
の二二

郡山食品工業団地協  
同組合  
郡山市富久山町久保  
田字郷花四番地の二

福島県告示第二百十七号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、  
福島県収入証紙の売りさばき人として令和五年二月十六日次のとおり指定した。

令和五年三月二十二日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間  
福島県知事 内 堀 雅 雄  
売りさばき所の名称  
及び所在地

福島県北食品 福島市御山町八番 令和五年四月一日から  
衛生協会 会 三〇号 令和一〇年三月三十一日まで

福島市森合町一〇番  
一号(福島市保健所  
内)

一般社団法人 福島市杉妻町二番 同  
福島県計量協 会 一六号

一般社団法人福島県  
計量協会  
福島市杉妻町二番一  
六号

福島県木材協 福島市中町五番一 同  
同組合連合会 八号

福島県木材協同組合  
連合会  
福島市中町五番一八  
号

一般社団法人 福島市三河南町一 同  
福島県商工会 番二〇号

福島市三河南町一  
番  
店  
二〇号

(出納総務課)



福島県告示第二百十八号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和五年二月二十二日次のとおり指定した。  
令和五年三月二十二日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間  
福島県知事 内堀 雅雄  
売りさばき所の名称  
及び所在地

有限会社関葉 会津若松市西栄町 令和五年四月一日から  
品商会 六番三一号 令和一〇年三月三十一日まで  
会津若松市西栄町六番三一号

株式会社山モ 大沼郡三島町大字 同  
齋藤商店 宮下字居平五四番地  
株式会社山モ齋藤商店  
大沼郡三島町大字宮下字居平五四番地  
(出納総務課)

福島県告示第二百十九号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和五年三月十日次のとおり指定した。  
令和五年三月二十二日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間  
福島県知事 内堀 雅雄  
売りさばき所の名称  
及び所在地

片桐 一利 福島市下野寺字體 令和五年四月一日から  
二七番地の五 令和一〇年三月三十一日まで  
島駅西口店  
福島市太田町三〇番地の一五号  
(出納総務課)

公 告

公告第五十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定により、福島市から県北都市計画地区計画(笹谷地区計画)の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。  
令和五年三月二十二日

一 縦覧に供する図書

福島県知事 内堀 雅雄

二 縦覧場所  
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県東北建設事務所企画管理部企画調査課  
(都市計画課)

公告第五十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定により、福島市から県北都市計画地区計画(岡部根深地区計画)の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。  
令和五年三月二十二日

一 縦覧に供する図書  
福島県知事 内堀 雅雄

二 縦覧場所  
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県東北建設事務所企画管理部企画調査課  
(都市計画課)

公告第五十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定により、福島市から県北都市計画地区計画(岡部前田地区計画)の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。  
令和五年三月二十二日

一 縦覧に供する図書  
福島県知事 内堀 雅雄

二 縦覧場所  
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県東北建設事務所企画管理部企画調査課  
(都市計画課)

公告第五十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、南会津町から南会津都市計画用途地域の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。  
令和五年三月二十二日

一 縦覧に供する図書  
福島県知事 内堀 雅雄

二 縦覧場所  
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県南会津建設事務所企画管理部企画調査課

課

福島県病院局

(都市計画課)

**公告第2号**

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立病院（診療所）5施設の電気供給業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号。以下「財務規程」という。）第221条第1項の規定により公告する。

令和5年3月22日

福島県病院事業管理者 阿部正文

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 福島県立病院（診療所）5施設の電気供給業務一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
- (3) 供給期間 令和5年6月1日から令和6年5月31日まで
- (4) 供給場所 福島県立ふくしま医療センターこころの杜（福島県西白河郡矢吹町滝八幡100番地）ほか4施設

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者とし



- て登録を受けている者であること。
- (5) 福島県が示す予定使用電力量と同程度の電気供給実績があり、かつ、供給開始日から確実に安定した供給ができる者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認  
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)から(5)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和5年3月31日(金)午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、同日午後5時15分まで必着とする。  
郵便番号960-8043 福島県福島市中町8番2号  
福島県病院局病院経営課  
電話024-521-7229
- 4 契約条項を示す場所及び期間  
3に掲げる場所において、令和5年3月22日(水)から同月31日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
- 5 入札説明書等の配布  
次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。  
(1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。  
(2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。  
(3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙20枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和5年3月24日(金)午後5時15分までに必着で請求すること。
- 6 入札及び開札の日時及び場所等  
(1) 日時 令和5年4月11日(火)午前10時  
(2) 場所 福島県自治会館4階病院局会議室(福島県福島市中町8番2号)  
(3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和5年4月10日(月)午後5時15分までに3に掲げる場所に必着とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金  
(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規程第192条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。  
(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規程第174条各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県病院事業管理者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効  
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 その他  
(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨  
(2) 入札方法 入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価(kW単価(小数点以下を含むことができる。))。同一月においては単一のものとする。)及び使用電力量に対する単価(kWh単価(小数点以下を含むことができる。))。同一月においては単一のものとする。)を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。  
(4) 契約書作成の要否 要

- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県病院事業管理者は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

**11 Summary**

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Electricity Supply for use at 5 Fukushima Prefectural hospitals or clinics 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 10:00 a.m., 11 April 2023
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:15 p.m., 10 April 2023
- (4) Contact point for the notice: Hospital Management Division, Prefectural Hospital Bureau, Fukushima Prefectural Government, 8-2 Nakamachi, Fukushima City, Fukushima 960-8043 Japan TEL 024-521-7229

（病院経営課）

**福島県警察本部公告第51号**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける緊急配備支援システムの賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和5年3月22日

福島県警察本部長 児嶋洋平

**1 入札に付する事項**

- (1) 借入物品の名称及び数量 緊急配備支援システム 一式（搬入、据付け、システムインストール・設定・調整・移行、システム構築・試験、機器保守、撤去等を含む。）
- (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 令和6年1月1日から令和12年12月31日まで
- (4) 納入場所 仕様書による。

**2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項**

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当期間貸与した実績を有し、当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
- (4) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

**3 入札に参加する者に必要な資格の確認**

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)及び(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和5年4月26日（水）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町5番75号

福島県警察本部警務部会計課

電話024-522-2151

**4 契約条項を示す場所及び期間**

3に掲げる場所において、令和5年3月22日（水）から同年5月17日（水）まで（土曜日及び日曜日並びに同年5月3日から同月5日までの間を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

**5 入札説明書等の配布**

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで請求すること。

**6 入札及び開札の日時及び場所等**

- (1) 日時 令和5年5月18日（木）午前11時
- (2) 場所 福島県警察本部庁舎1階入札室（福島県福島市杉妻町5番75号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和5年5月17日（水）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

**7 入札保証金及び契約保証金**

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、

いては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県警察本部長は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products for lease: Emergency Deployment Support System 1 set (including delivery, and installation, and installing, setting, adjustment, transition, formulation, and tests of the system, and maintenance, and removal, etc.)

(2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 18 May 2023

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 17 May 2023

(4) Contact point for the notice: Finance Division, Police Administration Department, Fukushima Prefectural Police Headquarters, 5-75 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8686 Japan TEL 024-522-2151

(会 計 課)

## 福島県選挙管理委員会

### 福島県選挙管理委員会告示第十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項又は第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六六条、第六十四号、第六十七号又は第六八十四号において準用する場合を含む。）に規定する不在者投票のできる施設として、令和五年三月十日次のとおり指定した。

令和五年三月二十二日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

施設 の 名 称	施設 の 所 在 地
介護付有料老人ホーム あいらの杜福 島御山	福島市御山字稲荷田三八―二
介護付有料老人ホーム あいらの杜福 島笹谷	福島市笹谷字東中條一三一―一
特別養護老人ホーム あお鳩の杜福 島北矢野目	福島市北矢野目西田七―一